

アユ禁漁期間と禁漁区域の公示

小国川漁業協同組合内共第11号第五種協同漁業権遊漁規則第9条並びに行使規則第4条第1項の規定に基づき、下記のとおりアユ漁業の禁漁期間と禁漁区域を定める。

令和7年7月18日

小国川漁業協同組合
代表理事組合長 伊藤 欽一

記

1. 目的 産卵親魚を保護し、翌年の天然アユの遡上を確保するため。
2. 禁漁期間 令和7年10月10日(金)～10月16日(木)まで【7日間】
3. 禁漁区域 富長橋下端から上流200mまでの区間(看板掲示)
4. 漁具・漁法 すべての漁具・漁法(釣り、投網等)

【アユ禁漁区域図】

ここから(富長橋下端)

ここまで(富長橋上流200m)

